

平成30年度答申第6号

平成30年10月10日

松戸市教育委員会

教育長 伊藤 純一 様

松戸市情報公開審査会

会長 後 藤 仁 哉 印

公文書の一部開示決定に係る審査請求に対する諮問について

(答申)

平成30年2月16日付け松教生企第372号をもって諮問のあった「平成29年1月に松戸市立中学校の1年生の女子生徒がいじめにより自殺したと報道された件並びに平成29年1月に松戸市立中学校の1年生の女子生徒が死亡したことが松戸市いじめ防止対策委員会に諮問された件に関する文書一切のうち、松戸市教育委員会が松戸市議会議員に渡した文書一切（任意で提供したものや一部の議員に提供したものを含む。）」に係る公文書の一部開示決定に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審査会の結論

本件審査請求の対象となった公文書（以下「本件文書」という。）について、実施機関が行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当ではなく、これを開示すべきである。

2 本件審査請求までの経過

審査請求人は、平成29年9月19日付け公文書開示請求書により、「平成29年1月に松戸市立中学校の1年生の女子生徒がいじめにより自殺したと報道された件並びに平成29年1月に松戸市立中学校の1年生の女子生徒が死亡したことが松戸市いじめ防止対策委員会に諮問された件に関する文書一切のうち、松戸市教育委員会が松戸市議会議員に渡した文書一切（任意で提供したものや一部の議員に提供したものを含む。）」について、開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

教育委員会は、本件開示請求に対して、松戸市情報公開条例（平成13年条例第30号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定による一部開示決定（平成29年10月3日付け）をした。

審査請求人は、平成29年11月15日付け審査請求書により、本件処分に対して、本件審査請求をした。

3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「本件処分を取り消して、請求対象文書を特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの決定を求める。公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。」というものである。

4 実施機関の説明要旨

（1）松戸市教育委員会が松戸市議会議員に渡した文書は、特定の個人を識別

することができる情報であって、個人情報（条例第7条第2号）に該当し、非開示となる。また同号ただし書ア、イ及びウの例外的開示の適用はない。

- (2) 審査請求の趣旨の項に記載されている裁量的開示については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第7条の規定による、公益上特に必要があると認めるときは、開示することができるとする裁量的開示を念頭に置いていると思われるが、条例においてはこのような規定はなく、主張自体失当である。

5 審査会の判断

本件処分に対する審査会の判断は、次のとおりである。

(1) 条例における公文書の開示について

条例は、何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができること（条例第5条）及び実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、この条例に定める公文書の開示を請求する権利を最大限に尊重しなければならないこと（条例第3条第1項）を規定する。

同時に、実施機関は、公文書を開示する場合においては、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない（条例第3条第2項）と規定し、具体的には、条例第7条第2号において、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非開示情報と規定する。

本号は、個人の尊厳を守り、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、「個人に関する情報」のうち、特定の個人を識別することが可能なものは、原則として非開示とする趣旨である。

そして「個人に関する情報」とは、個人の人格や私生活に関する情報に限らず、個人との関連性を有する全ての情報を意味する。

なお、条例の適用においては、個人情報のうち、死者に関する情報であっても当該個人情報を適正に管理すべき要請は、生存者に関する情報と異ならないこと及び個人情報の不適正な取扱いによっては死者及びその遺族の名誉等、個人の権利利益を傷付けることも考えられるため、個人の生存の有無に関わらず、死者の個人情報も保護の対象となる。

(2) 本件文書について

本件文書は、教育委員会において作成した文書であり、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」であり、公文書に該当する（条例第2条第2項）。

(3) 本件文書に係る個人情報について

本件文書について、個人情報の該当性の有無を検討する。

条例は、非開示情報たる個人情報の範囲として、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの」のほか、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」（条例第7条第2号本文）ことを規定しているところ、本件文書には特定の個人に関する情報が記載されており、本件文書は、個人情報に該当する。

(4) 個人情報の例外的開示（条例第7条第2号ただし書）について

審査請求人は、個人情報の例外的開示を主張しており、このことについて検討すると、次のとおりである。

条例は、個人情報を非開示とするが、例外として、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（公知情報）を除くと規定する（条例第7条第2号ただし書ア）。

本件文書は、当該生徒がいじめにより自殺したと報道され、また当該生徒が死亡したことが松戸市いじめ防止対策委員会に諮問された件に関し、教育委員会において議会説明のために作成し、松戸市議会議員に渡した文書であ

る。

法令(いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第30条第3項)では、いじめが重大事態として認定された場合には、市長から議会への報告が義務付けられているが、教育委員会によると、本件は同法に定める重大事態に該当せず、本件文書は、同法に基づく報告として松戸市議会議員に渡された文書ではないから、法令等の規定による公知情報には該当しない。

次に、本件文書が、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」にあたるかどうか検討する。

この点、松戸市議会基本条例(平成20年条例第31号)第13条は、情報公開の推進として、「議会は、議会の役割、責任を市民に明らかにするため、松戸市情報公開条例(平成13年松戸市条例第30号)の趣旨に則り、保有する議会活動に関する情報の一層の公開を図るものとする。」と規定し、実施機関から市民の代表である議員への文書交付等による情報は、上記条例に照らせば、実施機関として、その内容が市民に公表されることを前提として伝達した情報といえる。

このことにつき、松戸市議会に確認したところ、本件文書を配付した会議において、本件文書の取扱いについては、特段、制約を設けていないとのことであった。

以上を総合して考えると本件文書は、配布の相手が市民の代表たる議員であることからして、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するものと認められる。

以上により、本件文書は、条例第7条第2号ただし書アの例外的開示の適用の対象となる文書に該当するため、本件文書は、開示することが妥当である。

6 審査会の結論

以上により、審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成30年2月16日	諮問書の受理
平成29年2月21日	第1回審査会（諮問の報告）
平成30年5月14日	第2回審査会（審議・理由説明）
平成30年6月21日	第3回審査会（審議・意見陳述）
平成30年8月22日	第4回審査会（審議）
平成30年9月26日	第5回審査会（審議）